

米国の韓国産ステンレス鋼板(厚板・薄板)に対するアンチダンピング措置

(パネル報告 WT/DS179/R 提出日:2000年12月22日 採択日:2001年2月1日)

間宮 勇

I. 事実の概要

1. ステンレス鋼板(厚板)

1998年3月31日、米国の鉄鋼企業ならびに鉄鋼労働組合は、韓国他5カ国からの輸入に対するAD調査を申請した。1998年4月27日、商務省(DOC)は、調査開始と調査期間を1997年1月1日から1997年12月31日とする旨を公告し、1998年5月27日に韓国の2社に対して質問状を送付した。韓国のPohan(浦項)鉄鋼(POSCO)は、1998年10月までに補足質問に対するものを含めて回答し、さらに11月30日に、販売データの改訂版を提出した。1998年11月4日、DOCは、ダンピング認定の仮決定を公告した。

1998年11月および12月に、DOCは、POSCOが提出した販売データを検証した。1999年3月31日、DOCは、ダンピングを認定し、5月4日、米国国際貿易委員会(ITC)は、損害を認定した。その認定に基づいて、1999年5月21日、DOCは、AD税の賦課命令を公告した。

2. ステンレス鋼板(薄板)

1998年6月10日、米国鉄鋼企業および鉄鋼労働組合は、韓国他7カ国からの輸入に対するAD調査を申請した。1998年7月13日、DOCは、調査開始と調査期間を1997年4月1日から1998年3月31日とする決定を公告し、8月3日に韓国の5社に対して質問状を送付した。POSCOは、1998年11月までに補足質問に対するものを含めて回答し、さらに1999年3月8日に販売データの改訂版を提出した。1999年1月4日、DOCは、ダンピング認定の仮決定を公告した。

1999年2月および3月にDOCは、費用データおよび販売データを検証した。1999年6月8日、DOCはダンピングを認定し、7月19日、ITCは損害を認定した。その認定に基づいて、DOCは、1999年7月27日、AD税賦課の命令を公告した。

3. WTO 手続

1999年7月30日、韓国は、米国に対して協議を要請した。韓国と米国は、1999年9月17日に二国間協議を行ったが、相互に満足する合意に達することはできなかった。1999年10月14日、韓国は、パネル設置を要請し、1999年11月19日DSBは、パネル設置を決定した。2000年3月24日、パネルが設置され、2000年11月9日、パネルは、中間報告を当事国に提示した後、2000年11月14日、パネルは、最終報告を提出した。

4. 争点

(1) 韓国国内における取引価格の換算について

POSCOの国内取引は、注文・請求についてはドル建て、支払いはウォン建てで行われており、通貨の換算は請求の日付の為替レートで行われていた。これらの事実に関する記録はある。POSCOは、当初、質問書に対する回答をウォン建てで行い、後にドル建てに修正した。これに対してDOCは、記録にあるウォン建ての価格を基礎にドルに換算した上でダンピング・マージンの算出を行った。

換算の必要性はあるか？—AD協定2.4.1条

二重換算が行われたか否か？（不必要な換算？）＝国内販売はドル建てかウォン建てか？

公正な比較が行われたか？—AD協定2.4条

DOCの計算方法は一貫しない不合理なものか？—GATT10条3項(a)、AD協定12.2条

ドル建て国内価格を認めたコロンビアのバラの事例は、確立された政策の反映であり、本件の国内価格の扱いは、先例に反する。

(2) 不払いの取引の扱いについて

不払い代金の扱いは、2.4条に規定される調整か2.3条に規定される輸出構成価額の算出のいずれか？

(3) 複数期間の平均—ゼロイングについて

DOCは、ウォンの下落に対応して調査期間を分割し、ゼロイングを実施したが、それは2.4.2条に規定される「比較可能なすべての輸出取引」との比較に適合するか？

II. 報告要旨

1. 国内取引価格の換算—二重換算

(1) AD協定2.4.1条に基づく請求

(i) AD協定2.4.1条は、不必要な換算を禁止するか？

2.4.1条は、「2.4の規定に基づく比較が通貨の換算を必要とする場合には、…」と規定している。2.4.1条は、通貨換算をすべきでない具体的な状況を詳細に記述していないが、本規定は、通貨換算が必要な場合にのみ認められるという一般原則を確立したことは明白である(6.11)。比較すべき価格がすでに同一の通貨である場合、通貨換算は「必要と[され]」ず、したがって、2.4.1条の下で認められない。

(ii) 米国は、国内販売がウォン建てであったことを適切に決定したか。

審査基準：17.6(i)は、事実の認定だけでなく、事実の評価についても言及している。したがって、パネルは、事実認定の適切さだけでなく、それらの事実に付与された意味や重要性が適切か、そしてそれが偏りなく客観的になされたか否かを検討しなければならない。これは、法的評価ではない(6.18)。

本件で、DOCが判断の基礎とした事実について争いはない。しかし、販売がウォン建てであるというDOCの決定は、事実の評価の示すものであるため事実認定であり、AD協定の解釈を含まない(6.19)。

厚板に関する調査：実際にウォンで支払われた額が、請求で確定されたドル建て金額を基礎に、支払日の為替レートで換算されたものであるならば、照合される金額は、請求書にあるドル建ての金額である(6.25)。韓国は、支払額が支払日の為替レートに基づくことを米国が現在争っていないことを主張している。しかし、DOCは、そのことを厚板の最終決定の時に認識していなかった。むしろ、最終決定の際に、DOCは、実際に支払われたウォン建て金額が請求時の為替レートに基づいて換算されたと考えていたことは明らかである。反対のことを示す証拠はない(6.26)。(POSCOの補足質問に対する回答)

DOCが検討の対象とした記録は、購入者が支払ったウォン建て代金が、その後の

変動にかかわらず、数ヶ月前にその時の為替レートに基づいて確定されたことを示していた。DOC は、POSCO の使った請求時の為替レートと、DOC の使った請求時の為替レートおよび支払い時の為替レートの両者と比較している。DOC は、請求から支払いまでの期間の為替変動にかかわらず、支払うべき代金が請求時にウォン建てで確定することから、国内販売はウォン建てで行われたと判断した(6.28)。

以上の理由から、DOC は、証拠を偏りなく客観的に評価して、国内販売がウォン建てで行われたと認定した(6.31)。

薄板に関する調査：薄板に関する調査は、一見すると厚板に関する調査と同様であるが、両者には、重要な事実に関する相違がある。薄板に関する調査では、DOC は、POSCO が報告したウォン建ての金額と実際に支払われた金額が異なることを確認し、現地調査報告書に記録している(6.34)。以上から、DOC が「国内市場での販売がドルに関連付けられているが、その販売は、結局ウォン建ての販売である」と述べたことの根拠が理解できない。偏らず、客観的な調査当局は、本件における事実に基づいてそのような結論には達しない。調査の記録からは、DOC が国内販売価格と認定したウォン建て金額は、検討の対象とはならず、最終的に支払われたウォン建て金額は、請求書にあるドル建て金額を支支払い時の為替レートに基づいて換算することによって確定されたものである。したがって、請求書のドル建て金額が検討の対象となる(6.37)。

(iii) 米国は、AD 協定 2.4.1 条に反して、不必要な為替換算を行ったか？

厚板に関しては、DOC は、問題となる販売を適切に扱い、ウォンからドルへの一回の換算を行っただけである。したがって、AD 協定 2.4.1 条に違反していない(6.40)。

薄板に関しては、DOC は、不適切にドル建て販売をウォン建て販売として取り扱った。さらに、2.4.1 条に違反して、比較される価格が同一通貨であるのに、為替換算を行った。本件では、輸出価格はドル建てであることに争いはなく、米国は 2.4.1 条に違反した(6.41)。

(2)AD 協定 2.4 条に基づく請求（「公正な比較」）

厚板については、米国は、二重の換算を行っておらず、2.4 条に違反していない(6.44)。

薄板については、2.4.1 条に規定する為替換算に関する特定の義務の違反を認定しており、より一般的な「公正な比較」の義務を規定する 2.4 条違反について検討する必要

があるとは考えない(6.45)。

(3)GATT10 条 3 項(a)および AD 協定 12 条に基づく請求

（不合理で確立された慣行からの逸脱）

WTO の紛争解決制度は、「対象協定に基づく加盟国の権利及び義務を維持し並びに対象協定の現行の規定の解釈を明らかにすること」である。加盟国の特定の決定や裁定が当該加盟国自身の法または慣行に適合しているかを判断する制度として機能することは予定されていない。その機能は、加盟国の国内司法制度に留保されている。韓国が主張するアプローチの不用意な採用は、国内法や慣行に反するすべての行為を WTO 協定に基づく請求に変えてしまうことになる(6.50)。

3. 不払いの販売の扱い（倒産企業への販売）

(1)2.4 条に基づく請求（「考慮」）

(i) POSAM を通した販売に関して、DOC は、不払販売を輸出構成価額の算出に用いたか？

決定および覚書は、DOC が不払いの販売を輸出構成価額の算出に用いていることを示している。DOC が控除を行った根拠である関税法 772 条(d)は、「構成輸出価額に対する追加的調整」と題されていることを想起する。関税法 773 条によれば、正常価額と輸出価格もしくは輸出構成価額との間の差異の調整、特に、課税、物理的特性、量、商取引の段階その他の販売条件における差異の調整は、正常価額について行われる(6.67)。したがって、POSAM を通した販売のうち、不払いの販売について直接経費とした DOC の言及を、販売条件の調整と見ることは同意できない(6.68)。

(ii) 非関連会社を通した不払い販売についての DOC の調整は、妥当な考慮といえるか？

「販売条件の差異」という文言は、顧客の倒産と代金の不払いを含むと理解することはできない。「販売条件」は、販売契約によって創設された権利と義務を意味し、

「販売条件の差異」は、それら契約上の権利義務の違いを意味する。支払条件が異なれば、販売条件の差異は存在する。不払いは、その意味での販売条件ではなく、販売条件に違反した状況を含む(6.75)。妥当な考慮を払うという要件は、輸出者が価格に反映させたであろう取引上の差異を中和するためのものであり、合理的に予測できず、

輸出者が価格設定にあたって考慮されなかった差異は、2.4 条に規定する価格の比較に影響を与える差異ではない(6.77)。

米国は、「その他価格の比較に影響を及ぼしている」と立証された差異」について明確に主張していないが、米国のあいまいな立場と完全な紛争解決の達成を考慮し、6.77 で述べた理由により、「その他価格比較に影響を及ぼしている」と立証された差異」の調整としても正当化されないと判断する(6.79)。

(iii) POSCO を通した販売の不払いに関する韓国の主張は、付託事項に含まれるか？

韓国のパネル設置要請は、2.1 条および 2.4 条に言及しているだけで、AD 協定 2.3 条には言及しておらず、また、2 条一般にも言及していない。設置要請で確定されない規定の違反について、パネルが検討してはならないということは確立されている。また、2.4 条が 2.3 条に言及していることに基づいて、2.3 条違反の請求を検討することもできない (6. 84)。

韓国が主張しているのは、2.3 条違反ではなく、輸出構成価額の算出に関して 2.4 条が規定する義務の性質についてである。これは、韓国の請求の実体に関連する問題であり、受理可能性の問題ではない(6.85)。

(iv) DOC の POSAM による不払い販売の扱いは、2.4 条 4 文に合致するか？

2.3 条の規定からは、独立した買手に最初に販売される価格が出発点ではあるが、その価格自体が輸出構成価額でないことは明らかである。また、2.3 条自体は、輸出構成価額の算出方法を採用する際の指針を含んでいない。輸出構成価額の算出方法は、2.4 条に規定されているもののみである。米国は、この考慮を「2.3 条に基づく調整」として繰り返し述べているが、それらの考慮を規律する規定は、2.4 条であり、したがって、輸出構成価額の算出にあたっての考慮の適切さに関しては、2.4 条に従って検討される(6.91)。2.4 条は、“should” を用いており、考慮を義務付けていないが、それは、加盟国が自由に考慮することを意味するのではなく、一定の考慮を認める(authorization)ことを規定していると理解する(6.94)。

以上の理由で、本件における問題は、POSAM の販売価格から不払金額を控除したことが「輸入から販売までの間に生じた費用」であるか、である(6.96)。「輸入から販売までの間に生じた費用」という文言は、通常の意味から、輸入の日から販売の日が生じた費用と読むのが最も自然である。販売日の後に生じた費用が含まれるとするのは困難である(6.98)。しかし、文脈および趣旨や目的も考慮しなければならない。

構成輸出価額に関する考慮は、比較可能性を確保するだけでなく、輸出価格の信頼性を確保するものである(6.99)。このような趣旨および目的から、輸入日から販売日までの期間に生じなかった販売に関する費用も含まれ、したがって、控除することができる。また、不払いのリスクもこの費用に含まれることを排除しない。しかし、この解釈が、会計上発生していないだけではなく、予測もされなかった場合にまで拡大されると信ずることはできない(6.100)。

本件における不払いは、販売後に発生したもので、さらに予測されなかった一社の倒産によるものであり、AD 協定 2.4 条に規定された「輸入から販売までの間に生じた費用」、であるとは認められない(6.101)。

(2) 2.4 条に基づく請求 (「公正な比較」)

米国が 2.4 条の 3 文および 4 文に基づく具体的な義務に違反していると判断したので、より一般的な「公正な比較」の要件について判断する必要はない(6.104)。

3. 複数期間の平均(multiple averaging) : 調査期間の分割

(1) 2.4.2 条に基づく請求

(i) 2.4.2 条は、複数期間の平均を禁止するか？

2.4.2 条が複数期間の平均それ自体を禁止しているとは考えない。2.4.2 条は、「比較可能なすべての輸出取引」との比較を基礎にダンピングの存在を認定すべきことを規定している。「比較可能な」という文言は、非常に重要で、通常の意味においては、加重平均による正常価額は、比較可能ではない輸出取引を含む加重平均輸出価格と比較されてはならない。この結論から導かれるのは、加盟国は、一定の輸出取引が比較可能でない場合に、単一の加重平均正常価額と単一の加重平均輸出価格とを比較することが義務付けられないということである(6.111)。

文脈ならびに趣旨および目的からも、以上の結論は裏付けられる。2.4 条の柱書きは、「比較は、公正に行われるものとする」と規定している。2.4.2 条は、この原則に従って解釈されなければならない。実際、2.4.2 条には、「公正な比較についての 2.4 条の規定に従うことを条件として」と規定している。比較可能ではない取引を比較することは、この基本検束に違反する(6.113)。

(ii) 複数期間の平均は、本件調査で許容されるか？

2条は、全体として、ダンピングが存在するか否かを判断する方法を規定している。したがって、取引が異なった価格で行われていることを理由に比較しないことは、その目的を否定することになる。米国の主張は、調査期間を通じて、正常価額、輸出価格、もしくは構成輸出価格に重大な違いがある場合に、販売時期の違いが、取引を比較不可能にするというものである(6.119)。2.4.2条の「比較可能」という文言の意味は、2条の他の規定を検討することで最もよく確立されうる。また、2.4条の柱書きは、比較は、「できる限り同一の時点で行われた販売」について行われると規定しており、したがって、販売時期は、比較可能性に関して意味を有する(6.120)。

しかし、平均価格どうしの比較を行う場合、時期が異なることから個別の取引が比較不可能になることを意味しない。調査期間の最初に行われた輸出取引と調査期間の最後に行われた国内販売が比較されることは、平均価格の比較を行う場合に本質的なことである。したがって、加重平均価格どうしの比較を行う場合、「できる限り同一の時点」での比較の要件は、一般論として、加重平均正常価額と加重平均輸出価格の算出の基礎とする期間が同じであることを要求する(6.121)。米国は、「同一の時点」をより短い期間と主張しているが、そのような主張は、調査期間の細分化を加盟国に義務付けることになり、結局、個別取引間の比較だけを認めることになる(6.122)。

我々は、複数期間の平均を用いることが適切である状況が存在することを排除するものではない。価格の変化と量の相対的な比重が異なる場合には、調査期間全体の加重平均間の比較を用いると、その調査期間の状況を反映しないダンピング・マージンが算出されうる。その場合、調査期間の細分化が正当化されるが、それが生じるのは、この二つの要素が存在する場合のみである(6.123)。DOCは、価格の違いを理由として調査期間を分割したが、販売量の相対的比重を検討した形跡はない(6.124)。したがって、米国が用いた複数期間の平均は、2.4.2条に違反する(6.125)。

(2) 2.4.1条に基づく請求

2.4.1条の規定は、文脈から読むと、為替レートの選択に関連するルールであり、平均の算出に関するものではない。複数期間の平均の許容性は、2.4.2条によって決定されるべき問題である(6.129)。

(3) 2.4条に基づく請求（「公正な比較」）

韓国は、申請者の損害の主張およびITCの損害認定が下落後の時期に焦点を当てているため、平均の算出方法が「公正な比較」の義務に違反すると主張しているが、同意できない。ダンピング認定の2.4条の「公正な比較」を含む2条への適合性は、損害認定の3条への適合性に依存しない(6.134)。平均価格間で比較する場合、調査機関中に平均してダンピングが存在したかどうかを示すだけであり、調査期間のいずれかの時点でダンピングが存在するか否かを示すものではない。韓国が提起した問題は、算出方法の2条適合性ではなく、3.5条に規定する因果関係に関する問題である。しかし、韓国は、3.5条に基づく請求を提起していない(6.135)。

4. その他の請求

(1) GATT10条、AD協定6条、12条に基づく請求

二重換算については、2.4条違反を認定した際に上記規定に基づく請求について判断し、その他の計算方法に関しては2条違反を認定しているので、この請求について判断する必要はない(6.137)。

(2) GATT6条、AD協定1条に基づく請求

韓国の請求は、AD協定のいずれかの規定に違反すれば、GATT6条およびAD協定1条に違反するとの主張である。この依存関係のゆえに、この請求に関する判断が有意義であると理解できず、したがって判断の必要はない(6.138)。

勧告：DSBが、確定的AD税賦課をAD協定に適合させるよう米国に求めることを勧告する(7.5)。

DSU19.1条は、パネルが勧告の履行方法を提案する権限を明確に認めている。したがって、パネルがAD措置の撤廃を求めることはできないとする米国の立場は、受け入れられない。DSU19.1条は、パネルが適切と考えるときに撤廃を提案することを許容しているが、要求はしていない(7.8)。本件では、DOCがAD協定に合致して調査していれば、ダンピングが存在しないとはいえない。そのような状況の下で、撤廃が米国による勧告履行の方法の一つであることに疑いはほとんどないが、この時点でそれが唯一の方法であると判断するつもりはない(7.19)。

III. 解説

本件は、主にダンピング認定における価格の算出ならびに比較の方法が問題となった事例である。ここでは、国内価格の換算の問題と不払い代金の扱い、そして調査期間の分割の是非に焦点をあてて検討する。

1. 国内価格の換算

価格の算出については、韓国国内取引がドルあるいはウォンのいずれの通貨で行われていたか、が問題となった。これは、注文や請求がドル建てでなされていたものの、支払いはウォン建てでなされており、さらに、当初 POSCO が、質問状に対してウォン建て価格で回答していたため、米国商務省は、それをドルに換算した上で価格比較を行った。韓国は、この換算が二重換算であり、不必要な換算であったと主張した。本件パネルは、厚板については適切な換算と認め、薄板についてはドル建ての価格が国内価格であると認定し、換算を協定違反と判断した。

同一の取引慣行の下での国内価格の取り扱いに違いが生じたのは、質問書に対する回答および現地調査の結果である。薄板については、POSCO が当初の回答で「現地調査を容易にするため」ドル価格も付記したため、商務省は追加の質問をし(6.36)、さらに、現地調査報告の中に為替差損があるなど、国内販売がドル建てで行われたことを示す資料があったことから、商務省がウォン建ての価格を国内価格と判断したことが不適切とされた。

こうした違いは、主に調査当局が入手した資料の違いによって生じたものであり、輸出企業の回答の仕方や現地調査における対応の重要性を示している。厚板の手続において POSCO がどのような対応をしたのか、詳細は不明であるが、パネルは、商務省が、支払日の為替レートに基づいてウォンで支払われていたことを認識していなかったと述べている。実際、調査手続において、POSCO は、ドル建ての国内価格に関する資料を追加提出したが、「若干の訂正(minor corrections)」、「参考のため、ドル価格を追加」と付記するなど、十分な主張をしていなかったようである(6.27、注 41)。薄板の調査手続においても、パネル報告からは、POSCO が十分な主張した形跡は認められないが、為替差損が帳簿に記載されていたことが現地調査報告によって確認されたため、商務省が認識していたという判断になったようである。

商務省が判断の基礎とした事実については、当事国間に争いはなかった(6.19)。こうした状況の下で、パネルの審査が、要件を充たしているか否かについて、再度、国内調査当局が行ったような検討(*de novo review*)をするのではなく、調査当局が知りえた情報を基に「公平かつ客観的な」評価を行ったか否かを審査する(AD 協定 17.6 条(i))ものであることを考えると、一見不合理のようではあるが、輸出企業が十分な主張立証を行わなかったために判断が異なったことは、妥当な判断といえる。

本件パネルは、薄板について商務省による換算を協定違反と認定したが、その際に協定 17.6 条(i)に規定された審査基準について若干詳細に言及している。タイのポーランド産 H 型鋼の事件や EC のインド産ベッドリネン事件では、「当局の評価が公平かつ客観的であったかなかったか」を検討するとして、規定の文言を述べるだけであった。本件パネルは、事実認定の適切さだけでなく、それらの事実に付与された意味や重要性が適切か否か、そしてそれが偏りなく客観的になされたか否かを検討するとして規定の意味を敷衍している。そして、商務省による現地調査の結果の評価を不適切であると判断した点にも注意しておく必要がある。これまで違反が認定された多くの AD 税事件では、手続き上の瑕疵や事実認定の不適切さ、あるいは事実の評価に関する説明の欠如などが指摘されていたが、事実の評価それ自体について踏み込んで検討し、その不適切さを判断したものは、本件が初めてである。

2. 不払い代金の処理

不払い代金の処理で問題となったのは、不払い代金を直接販売経費として輸出価額から控除することが認められるか否かであった。この控除は、協定 2.4 条に規定された販売条件等の違いを調整するものとして行われたが、パネルは、適合性を否定した。その理由として、パネルは、三つの点を指摘した。

第一に、商務省が控除の根拠とした米国関税法 772 条(d)の規定に関連して、同法 773 条が、調整を正常価額について行うことを規定している点である。つまり、商務省の控除を販売条件等の差異の調整とは見なせないということである。第二に、代金不払いは、販売条件の差異ではないというものである。販売条件の差異は、契約に基づく権利義務の差異を意味するものであって、不払いは販売条件に違反した状況であるとした。そして合理的に予想できず、価格設定において考慮されなかった差異は、2.4 条に規定される差異ではないと判断したのである。第三に、代金不払いは、2.4 条に規定される「輸

入から販売までの間に生じた費用」ではないというものである。パネルは、不払いのリスクがこれに含まれることを排除していないが、会計上発生せず、さらに予測されなかった不払いまで拡大されないとした。

これらの判断も、妥当なものであり、協定 2.4 条に規定される販売条件等の差異の調整について、具体的事例に則して、規定を明確化したものと評価できる。

3. 調査期間の分割

商務省は、調査期間中の正常価額および輸出価格の変化が激しいことを理由に調査期間を分割し、それぞれの加重平均価格を比較した。これに対して、パネルは、協定 2.4.2 条の規定が「比較可能な」すべての取引の比較を規定していることから、調査期間全般にわたる加重平均が比較可能ではない場合に、調査期間を分割して比較することを容認した。しかし、それが認められる条件として、価格の変化と量の相対的比重という二つの要素が異なる場合に限定した点が重要である。パネルは、商務省が、価格の変化のみの根拠に調査期間を分割したが、量的な側面を検討していないとして協定違反を認定した。もっとも、価格の変化と量の相対的比重がどの程度異なると分割が認められるのか不明確であるとの印象はぬぐえない。

また、「できる限り同一の時点で行われた販売」について比較すべきであるとする 2.4 条の規定の意味も、加重平均を用いる場合は、算出の基礎となった期間が同一であること、と述べている。全調査期間を通じた加重平均を用いる場合は、調査期間の最初の時期に行われた取引と最後の時期に行われた取引ではかなりの時間差があるが、加重平均を用いる以上は、それらの取引が比較に含まれるのは当然である。重要なのは、比較される調査期間の長短ではなく、その期間の同一性ということが明確に述べられた。

4. その後の米国の対応

このパネル報告は、上級委員会に付託されずにそのまま採択された。この報告を受け、米国は、ダンピングマージンの算定をやり直し、2001 年 8 月 28 日に修正されたダンピングマージンが公示された(Federal Register, Vol.66, No.167)。それによると、厚板については、当初 16.26%であったのが 6.08%に、薄板については、12.12%が 2.49%にそれぞれ修正された。この数字は、ダンピング調査のやり方によっては、ダンピングマージンがかなり高くなることを示している。

【参考文献】

米国の韓国産 DRAMS に対するアンチダンピング税

(WT/DS99/R)

グアテマラのメキシコ産グレイポートランドセメントに対するアンチダンピング税

(WT/DS60/R; WT/DS60/AB/R)

タイのポーランド産 H 型鋼に対するアンチダンピング税

(WT/DS122/R; WT/DA122/AB/R)

EC のインド産綿製ベッドリネンに対するアンチダンピング税

(WT/DS141/R; WT/DS141/AB/R)